

盛岡市都南地域、紫波町、矢巾町の事業所の皆様へ

令和7年10月1日から 事業所のごみを清掃センターに搬入する際の ごみ処理手数料が変わります

改定前
10kgまでごとに
105円



改定後
10kgまでごとに120円
※生ごみの処分は据え置き

ごみ処理手数料改定の理由

物価高騰等によるごみ処理経費の増加を踏まえ、公平な負担を図るうえで必要なものであるため改定します。

事業所のごみを出すときは

事業から出るごみは家庭と違いルールが異なります。
事業所から出るごみは産業廃棄物と清掃センターに搬入できる事業系一
般廃棄物に分類されます。適正に分別のうえそれぞれの許可を受けてい
る収集運搬業者に委託または施設へ直接搬入してください。

収集業者へ委託している事業者の皆様へ

委託している収集業者に改定内容を確認いただき、ごみ処理
に係る料金負担についてご理解ご協力をお願いします。

問い合わせ先 盛岡・紫波地区環境施設組合

TEL019-697-3835

詳しい内容はホームページで確認できます。

<https://mskankyo-iwate.jp/>

